

各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

基準雇用者数等の計算に関する明細										
基準雇用者数の計算										
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	人	差引	(2) - (3)	4	人				
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2			(1) ≥ (4) の場合 (1) - (4)	5					
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			(1) < (4) の場合 (4) - (1)	6					
特定地域基準雇用者数の計算										
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	7	内	人	みなし基準雇用者数 (7) - ((8) - (9))	10	人				
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	8	内		当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数	11	内				
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	9	内		特定地域基準雇用者数 (10) と (11) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	12					
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項										
認定年月日 (変更の認定年月日)	()	事業実施地域	平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用の有無				有 ・ 無			
地方事業所基準雇用者数の計算										
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	13	内	人	差引	(14) - (15)	16	内	人		
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	14	内			(13) ≥ (16) の場合 (13) - (16)	17	内			
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	15	内			(13) < (16) の場合 (16) - (13)	18				
特定新規雇用者数の計算										
調整地方事業所基準雇用者数 ((1) - (4)) と ((13) - (16)) のうち少ない数	19		人	調整新規雇用者総数の40%相当数 $(26) \times \frac{40}{100}$ (小数点以下切捨て)	27				人	
移転型地方事業所基準雇用者数	20									
特定新規雇用者数	21	内		移転型新規雇用者総数	28					
個別特定新規雇用者数 ((19) と (21) のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	22			個別対象非特定新規雇用者数 ((26) - (21)) と (27) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	29					
移転型特定新規雇用者数	23			個別移転型非特定新規雇用者数 ((28) - (23)) と (29) のうち少ない数	30					
個別移転型特定新規雇用者数 ((22) と (23) のうち少ない数)	24			個別非新規基準雇用者数 (19) - (26)	31					
新規雇用者総数	25	内		個別移転型非新規基準雇用者数 ((20) - (28)) と (31) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	32					
調整新規雇用者総数 ((19) と (25) のうち少ない数)	26			個別非特定新規雇用者超過数 (26) - (21) - (27) (マイナスの場合は0)	33					
地方事業所特別基準雇用者数の計算										
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地 方事業所特別基準雇 用者数の基礎となる地 方事業所特別基準雇 用者数の基礎となる地 方事業所特別基準雇 用者数の基礎となる地	適 用 年 度	・ ・ ・	34	内	人	当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数	39		月	
		・ ・ ・	35	内						
		・ ・ ・	36	内			最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数	40	内	人
		当期分 (20)	37	内			$(38) \times$ 最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数			
地方事業所特別基準雇用者数 (34) + (35) + (36) + (37)	38	内		基準年度 (38) (マイナスの場合は0)	41	・ ・ ・				
					42	内		人		
給与等支給額の計算に関する明細										
当期における給与等の支給額	43		円	給与等支給額	45			円		
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	44			(43) - (44)						
比較給与等支給額の計算に関する明細										
連結事業年度又は事業年度	46	給与等の支給額	47	(47)のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	48	差引	49	当期の月数 (46)の連結事業年度又は事業年度の月数	50	
									改定給与等の支給額 (49) × (50)	
									51	
調整対象年度	・ ・ ・		円		円				円	
計										
当該適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (51の計) ÷ (調整対象年度数)									52	
比較給与等支給額 (52) + (52) × (別表六の二十六「3」) × $\frac{30 \text{又は} 20}{100}$									53	

別表六の二（十六）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄は、次により記載します。
- (1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が、平成30年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載します。
- (2) 「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数7」から「同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数9」までの各欄の内書には、当期の開始の日において地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下「特定地域事業所」といいます。）のうち平成30年旧措置法第68条の15の2第2項の規定の適用に係る同条第5項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）に該当するものに係る数をそれぞれ記載します。
- (3) 「みなし基準雇用者数 $(7) - ((8) - (9))$ 」¹⁰ は、上記(2)で内書きした数を、「7」、「8」及び「9」から控除して計算します。
- (4) 「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数11」は、特定地域事業所において当期に新たに雇用された平成30年旧措置法第68条の15の2第5項第6号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第2号に規定する雇用者をいいます。以下同じ。）で当期の終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（以下「特定地域新規雇用者」といいます。）の数を記載し、同欄の内書には、特定地域新規雇用者のうち同条第2項の規定の適用に係る特定業務施設に勤務するものの数を記載します。
- (5) 「特定地域基準雇用者数 $(10) + (11)$ のうち少ない数」¹² は、上記(4)で内書きした数を「11」から控除します。
- 3 「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄の内書には、特定業務施設のうち平成30年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数をそれぞれ記載します。
- 4 「特定新規雇用者数等の計算」は、次によります。
- (1) 「調整地方事業所基準雇用者数 $((1) - (4)) + ((13) - (16))$ のうち少ない数」¹⁹ は、上記3で内書きした数がある場合には、「 $(13) - (16)$ 」とあるのは、「 $(13) - (16) - ((13)の内書) - ((16)の内書)$ 」（マイナスの場合は0）」として記載します。
- (2) 「移転型地方事業所基準雇用者数20」は、「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数13」の数のうち移転型計画（措置法第68条の15の2第4項第14号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。以下同じ。）に係る数から「差引16」の数のうち移転型計画に係る数を減算した数を記載します。
- (3) 「特定新規雇用者数21」は、措置法第68条の15の2第4項第8号に規定する特定新規雇用者数又は旧特定新規雇用者数（特定業務施設において当期に新たに雇用された平成30年旧措置法第68条の15の2第2項第1号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数をいいます。以下同じ。）を記載し、同欄の内書には、旧特定新規雇用者数のうち平成30年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載します。
- 「個別特定新規雇用者数 $(19) + (21)$ のうち少ない数」²²、（マイナスの場合は0）」
- (4) 「個別非特定新規雇用者数 $((26) - (21)) + (27)$ のうち少ない数」²⁹ 及び（マイナスの場合は0）」
- 「個別非特定新規雇用者超過数 $(26) - (21) - (27)$ 」³³ の各欄（マイナスの場合は0）」
- は、上記(3)で内書きした数を「21」から控除します。
- (5) 「新規雇用者数25」は、措置法第68条の15の2第4項第9号に規定する新規雇用者総数又は調整前新規雇用者総数（特定業務施設において当期に新たに雇用された雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数をいいます。以下同じ。）を記載し、同欄の内書には、調整前新規雇用者総数のうち平成30年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載します。
- (6) 「調整新規雇用者総数 $(19) + (25)$ のうち少ない数」²⁶ は、上記(5)で内書きした数を「25」から控除します。
- 5 「適用年度」の各欄は、措置法第68条の15の2第4項第14号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六(十九)付表の「基準雇用者数等の計算」に関する明細の各欄に準じて計算した数を記載し、当該各欄の内書には、その数のうち同条第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第4項第2号に規定する特定業務施設に係る数をそれぞれ記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 6 「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数39」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数40」の各欄は、措置法第39条の45の2第21項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法令（以下「平成30年旧措置法令」といいます。）第39条の45の2第19項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において措置法令第39条の45の2第21項各号又は平成30年旧措置法令第39条の45の2第19項各号に掲げる場合に該当する場合に記載します。
- 7 「基準年度41」は、措置法第68条の15の2第1項の規定の適用を受ける若しくは受けた連結事業年度（同条第2項に規定する要件適格連結法人及び同項各号に掲げる連結法人の次に掲げる規定の適用を受ける又は受けた事業年度又は連結事業年度を含みます。）又は平成30年旧措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける若しくは受けた連結事業年度（平成30年旧措置法第42条の12第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含みます。）を記載します。
- (1) 措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第68条の40第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
- (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
- (4) 措置法第68条の15第2項の規定
- (5) 措置法第68条の15の2第1項の規定
- (6) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- (7) (6)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
- (8) (6)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
- (9) 措置法第42条の11の3第2項の規定
- (10) 措置法第42条の12第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定
- 8 「比較給与等支給額」⁵³ は、 $(62) + (62) \times (\text{別表六の二(十六)「3」}) \times \frac{30 \text{又は} 20}{100}$ 次により記載します。
- (1) 「差引4」が0である場合には、「 $(62) + (62) \times (\text{別表六の二(十六)「3」})$ 」とあるのは、「 $(62) + (62)$ 」とします。
- (2) 連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度（平成30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける連結事業年度を除きます。）である場合には「30又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。